

## 1 支援費基準に係るサービスコードについて

### 1 サービスコード設定の趣旨

支援費制度に係る市町村及び事業者の事務の効率化に資するため、支援費の請求、審査、支払等に係る事務処理システムを導入しようとしている市町村の参考として、標準的なサービスコードを設定する。

### 2 サービスコードとは

支援費請求の際に添付する明細書に記載する事項について、法区分、サービスの種類及びサービス内容を体系化した上、コード番号を設定する。

### 3 サービスコードの設定の考え方及び設定の際の留意点について

サービスの名称は、平成14年9月12日「支援費制度担当課長会議資料」(以下「9月12日会議資料」という。)及び平成14年12月27日付事務連絡「支援費基準(案)等の送付について」において提示した「身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額(案)」、「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額(案)」、「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額(案)」、「知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援に要する費用の額(案)」及び「児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額(案)」に基づき設定した。

サービスコード設定の考え方及び情報の項目を設定する際の留意点については、以下のとおり。

(1) サービスコード設定の考え方

以下に示すように、「法区分」、「サービス種類」、「サービス内容1」及び「サービス内容2」のそれぞれに、コード番号及び略称を設定し、コード番号を結合した番号を「サービスコード」、略称を結合した文字列を「サービス名称略称」とする。

統合サービスコード	法区分	サービス種類	サービス内容1	サービス内容2
11212120	身体障害者福祉法	身体障害者デイサービス事業	併設型身体障害者デイサービス支援費( )	併設型 所要時間4時間以上の場合
11219010	身体障害者福祉法	身体障害者デイサービス事業	加算	送迎加算
11219610	身体障害者福祉法	身体障害者デイサービス事業	加算	入浴
11219620	身体障害者福祉法	身体障害者デイサービス事業	加算	給食

略 称 内 訳							
法区分		サービス種類		サービス内容1		サービス内容2	
1	身障	12	デイ	12	( )併設	12	4H以上
1	身障	12	デイ	19	( )加算	01	送迎
1	身障	12	デイ	19	( )加算	61	入浴
1	身障	12	デイ	19	( )加算	62	給食

サービスコード	サービス名称略称
1121212	身障デイ( )併設4H以上
1121901	身障デイ( )加算送迎
1121961	身障デイ( )加算入浴
1121962	身障デイ( )加算給食

略称を結合

末尾一桁は事業区分を表し、0を支援費のコードとしている。1～9までのコードは各自治体ごとの単独事業等に活用することができる。

## (2) サービスコードの体系について

サービスコードは、9月12日会議資料6及び7ページの「3 指定事業者情報提供システムについて」別紙1「障害者支援費サービスコード表」に記載した「法区分コード」及び「サービスコード」に基づき、次の体系にまとめた(個々のサービスコードについてはサービスコード仕様書/解説書(案)を参照)。

### 「法区分」について

9月12日会議資料の「法区分コード」を使用し、「法区分」と呼称する。

#### 【例示】

1：身体障害者福祉法 2：知的障害者福祉法 3：児童福祉法 4：心身障害者福祉協会の設置する施設 6：身体障害者福祉法(基準該当区分) 7：知的障害者福祉法(基準該当区分) 8：児童福祉法(基準該当区分)

### 「サービス種類」について

9月12日会議資料7ページの「サービスコード」を使用し、「サービス種類」と呼称する。(このコードは、同ページの「支援費サービスの名称」に対応したもの)。

#### 【例示】

11：居宅介護等事業 12：デイサービス事業 13：短期入所事業  
14：知的障害者地域生活援助事業 31：肢体不自由者更生施設

### 「サービス内容」について

支給決定の内容を、「サービス内容1」、「サービス内容2」に二分割した。

#### ア 「サービス内容1」

主に支給決定を行う上で必要となる項目を、「サービス内容1」とした。

#### 【例示】

10：身体介護中心 20：家事援助中心 30：移動介護中心(身体介護を伴わない場合) 40：移動介護中心(身体介護を伴う場合) 50：日常生活支援

「サービス内容1」の一桁目が9の場合は、加算項目として別に管理する（を参照）。

また、特定のサービス種類についてのみ加算を適用する場合は、当該サービス種類でしか使用することができないように設定する。

#### 【例示】

デイサービスの「入浴加算」について、併設及び単独型の身体障害者デイサービス支援費（ ）(身障デイ（ ))に適用でき、併設型及び単独型の身体障害者デイサービス支援費（ ）(身障デイ（ ))には適用できないようにする場合は、身障デイ（ ）にのみ加算を設定することができる。

この場合、身障デイ（ ）と身障デイ（ ）のサービス内容の十の位を1、2と分け、身障デイ（ ）を1121000、身障デイ（ ）を1122000と設定し、加算を1121961と設定することにより、身障デイ（ ）においては「入浴加算」は請求できなくなる。

#### イ「サービス内容2」について

「サービス内容1」の細目として支援費の請求に必要となる項目を、「サービス内容2」とした。

#### 【例示】

身体障害者福祉法の身体障害者居宅介護等事業の身体介護中心（11111××）に対し、以下の「サービス内容2」を設定する場合

1111111 日中30分未満

1111112 日中30分以上1時間未満

1111113 日中1時間以上1時間30分未満

1111114 日中1時間30分以上以上（+30分以上）

#### 加算のコード設定について

加算のコードについては、「サービス内容1」の二桁目を9とすることとし、「サービス内容2」を次のように整理した。

01～39：決定が不要な加算（送迎加算等）

40～59：決定が必要な加算（ALS加算等）

60～79：決定が必要であり、かつ、数量を定める加算（入浴加算、給食加算等）

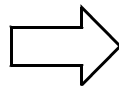
80～95：市町村独自の加算がある場合に使用可

(3) 渡り先コード(「支給決定と請求」及び「契約と請求」の関連づけ)について

支援費の請求においては、支給決定の内容より詳細な事項を記載する必要があるため、支給決定内容と支援費請求のサービスコードの間に、一定の関連づけをする必要がある。

決定用サービスコード

2 1 3 1 0 0 0 知的短期基本決定



請求用サービスコード

- 2 1 3 1 1 1 1 知的短期基本宿泊あり
- 2 1 3 1 1 1 2 知的短期基本 1 / 4
- 2 1 3 1 1 1 3 知的短期基本 2 / 4
- 2 1 3 1 1 1 4 知的短期基本 3 / 4
- 2 1 3 1 9 0 1 知的短期基本加算送迎

例えば、上記の例のように決定用サービスコード「2 1 3 1 0 0 0」により支給決定を行うと、事業者は、請求用サービスコードを用いることにより、支給決定の範囲内でサービスを組み合わせて支援費を請求することが可能である。

なお、事業者と利用者の契約についても、支給決定と同様、決定用サービスコードを用いることにより、請求用サービスコードを用いて請求可能なサービスを包括して契約することとなる。

1111100 身障居宅身体決定



契 約

1111110 に対する  
契約行為

契約範囲内の  
請求が可

1111111 日中30分未満

1111112 日中30分以上1時間未満

1111113 日中1時間以上1時間30分未満

1111114 日中1時間30分以上(+30分以上)

したがって、「2 1 3 1 1 1 1 (知的短期基本宿泊あり)に対応する支給決定コードは、2 1 3 1 0 0 0 (知的短期基本)である」といった関連づけを、システム上で定義付けすることとする。

( 4 ) 障害程度区分、単価差及び級地区分について

障害程度区分、単価差及び級地区分は、以下のとおりのコード体系とした。

統合サービスコード	統合サービスコード略称	区分なし	区分 1	区分 2	区分 3	特別区	特甲地	甲地	乙地	丙地
		0 0	0 1	0 2	0 3	0 1	0 2	0 3	0 4	0 5
11111110	身障居宅身体日中 3 0	2,010				1.072	1.06	1.036	1.018	1
11111120	身障居宅身体日中 6 0	4,030				1.072	1.06	1.036	1.018	1
11111130	身障居宅日中 9 0	5,870				1.072	1.06	1.036	1.018	1
11111140	身障居宅身体日中 + 3 0 ...	2,200				1.072	1.06	1.036	1.018	1